

議案第 37 号

三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例の制定について

三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例を次のように定める。

平成 25 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号。以下本則において「職員給与条例」という。）第33条の規定に基づく本市の臨時的任用職員等の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時的任用職員 地方公務員法第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される一般職の職員をいう。
- (2) 嘱託職員 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員で、特定の学識、経験、技術等を要する職務に任期を限って任用されるもの（三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）別表に掲げる職員を除く。）をいう。
- (3) 臨時的任用職員等 臨時的任用職員及び嘱託職員をいう。
- (4) 賃金 臨時的任用職員に対して支給する給与及び嘱託職員に対して支給する報酬をいう。

(賃金の種別)

第3条 臨時的任用職員等の賃金は、基本賃金及び割増賃金とする。

(基本賃金)

第4条 臨時的任用職員等の基本賃金の額は、1月につき300,000円を超えない範囲内で規則で定めるものとする。

(時間外勤務手当相当賃金等)

第5条 臨時的任用職員等があらかじめ割り振られた勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合は、職員給与条例第18条から第20条までに規定する時間外勤

務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の例により、時間外勤務手当相当賃金、休日勤務手当相当賃金及び夜間勤務手当相当賃金を割増賃金として支給する。この場合において、当該臨時的任用職員等の勤務1時間当たりの基本賃金の額は、規則で定めるものとする。

(期末手当相当賃金)

第6条 基準日(6月1日又は12月1日をいう。)にそれぞれ在籍している臨時的任用職員には、規則で定めるところにより期末手当に相当する賃金(以下「期末手当相当賃金」という。)を割増賃金として支給する。

(通勤手当相当賃金)

第7条 職員給与条例第16条第1項各号に規定する職員に対する通勤手当の支給要件に該当する臨時的任用職員等には、通勤手当に相当する賃金(以下「通勤手当相当賃金」という。)を割増賃金として支給する。

(特殊勤務手当相当賃金)

第8条 臨時的任用職員等には、その職務の特殊性等により、規則で定めるところにより特殊勤務手当に相当する賃金(以下「特殊勤務手当相当賃金」という。)を割増賃金として支給することができる。

(支給方法等)

第9条 臨時的任用職員の賃金(期末手当相当賃金を除く。)は、その当月分の額をその翌月の規則で定める日に支給する。

2 臨時的任用職員の期末手当相当賃金は、その額を職員給与条例第26条第1項に規定する規則で定める日に支給する。

3 嘱託職員の基本賃金及び通勤手当相当賃金は、その当月分の額を当該月における規則で定める日に支給する。

4 嘱託職員の時間外勤務手当相当賃金は、その当月分の額を翌月の基本賃金及び通勤手当相当賃金の支給日に支給する。

(基本賃金の減額)

第10条 臨時的任用職員等が勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない時間につき、規則で定めるところにより基本賃金を減額する。

(旅費)

第11条 臨時的任用職員等が職務のため旅行したときは、三豊市職員等の旅費に関

する条例（平成 18 年三豊市条例第 64 号）に規定する職員の例により、費用弁償として旅費を支給する。

（委任）

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が各任命権者と協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に臨時的任用職員等に支給された賃金は、この条例の規定に基づいて支給された賃金とみなす。

（三豊市職員の給与に関する条例の一部改正）

3 三豊市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 33 条の見出しを「（臨時的任用職員の給与等）」に改め、同条中「臨時又は非常勤職員」を「臨時的任用職員」に、「給与」を「給与等」に、「予算の範囲内で別に任命権者が」を「別に条例で」に改める。

【議案第37号関係】

三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)  
一部改正 新旧対照表(抄)  
《三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例附則第3項関係》

改正後 (案)	現 行
<p><b>(臨時的任用職員の給与等)</b> 第33条 <b>臨時的任用職員</b>(短時間勤務職員を除く。)の<b>給与等</b> に関する事項は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、 <b>別に条例</b>で定める。</p>	<p><b>(臨時又は非常勤職員の給与)</b> 第33条 <b>臨時又は非常勤職員</b>(短時間勤務職員を除く。)の<b>給 与</b>に関する事項は、常勤の職員の給与との権衡を考慮 し、<b>予算の範囲内で別に任命権者が</b>定める。</p>